

## 前回の検討のポイント

## 1. 緑地の効果・機能の再評価（→2ページ）

- ヒートアイランド防止効果の機能としての気温低減効果
- 因果関係から見た原因者、受益者の分類

## 2. 既存工場に関する状況（→3ページ）

- 既存工場の具体的状況につき、測地的に検討すべき。

## 3. 遮断性のない緑地（→4ページ）

- 遮断性のない緑地については、その緑地が周辺生活環境等に対して有する効果の大きさを勘案した上でこれを認めることとすることで差し支えない。

## 4. 環境施設以外の施設と重複する緑地（→5ページ）

- 特に屋上緑化について、従来までの緑地とは効果が異なるか否かにつき、1.での再評価をもとに検討する。
- 限定的に認める場合に、既存の緑地が減少することのない認め方としては如何なる方法があるか。
- その際、既存工場の具体的な状況をもとに、測地的な検討を実施する。

## 5. 環境施設（→6ページ）

- 環境の枠組みが多岐にわたっている中で、どこまで新たな環境施設を認めていくか。そもそも環境施設とは何を目的として導入されているのか。
- 従来から環境施設として認められていない状況で自主的に整備されている施設にも配慮すべき。

## 6. 緑地及び環境施設面積率並びにその地域準則（→8ページ）

- 緑地面積率（20%）、環境施設面積率（25%）は変更しない。
- 地域準則の±5%の幅については上限下限ともに全て地方公共団体に任せることは適切とはいえないのではないか。
- 特に下限については設定する必要があるのではないか。

## 7. 生産施設（→9ページ）

- 生産施設面積の業種区分の見直しは業種ごとの公害物質排出の推移を検討することが必要。

## 1. 緑地の効果・機能の再評価

効果	具体的作用	原因者（工場に 関するもの）	主な受益者	高低木	芝 生	環A ※1	環B ※2	非遮断 ※3	重複※4			環境施設関 連※5
									屋上	壁面	その他	
周辺環境と の調和	景観の向上	工場	周辺住民	◎	◎	△	×	◎、◎	△	○	○	×
	工場施設の目隠し	工場	周辺住民	◎	×	×	○	◎、×	△	○	×	○
	緑地等の利用効果		周辺住民	◎	◎	○	◎	◎	△	×	△	×
防災	輻射熱の減少、延焼遮断	(工場)	周辺住民	◎	○	○	○	◎、○	×	×	○	◎
	飛砂、風塵の防止	(工場)	周辺住民	◎	△	×	×	◎、△	×	×	△	×
	地下水源の涵養		周辺住民	◎	△	×	×	◎、△	×	×	△	×(○)
	地盤の改良		周辺住民	◎	○	×	×	◎、○	×	×	○	×
	災害時の避難地		周辺住民	○	◎	○	◎	○、◎	×	×	○	×
騒音低減	騒音の減衰	工場	周辺住民	○	○	○	○	○、○	×	×	○	○
大気浄化	大気汚染物質の吸収	工場	従業者・周辺住民	○	△	×	×	○、△	△	△	○	×
気象緩和	温度の吸収・蒸散活動による乾燥抑制		従業者・周辺住民	◎	△	△	×	◎、△	△	△	○	×
	日射の遮断		従業者	◎	×	×	×	◎、×	×	×	○	×
就業環境改 善	リラクセス効果	(工場)	従業者	◎	◎	◎	◎	◎、◎	○	○	○	×
	視覚等疲労の回復	(工場)	従業者	◎	◎	◎	×	◎、◎	○	○	○	×
地球温暖化対策	CO2の吸収		地球規模	○	△	×	×	○、△	△	△	○	○
ヒートアイ ランド対策	工場廃熱の抑制	工場	周辺住民・都市住民	△	×	×	×	△、×	◎	◎	○	○
	気温低減効果		周辺住民・都市住民	◎	○	×	×	◎、○	○	○	○	×
	風の通路		都市住民	○	△	△	×	○、△	△	△	△	×
生物多様性対策	生物の多様性確保			○	△	×	×	○、△	△	△	△	×

(注) ◎：効果大、○：効果あり、△：効果小、×：効果なし

※1：環境施設の中の噴水、グラウンド、池等

※2：環境施設の中の一般に開放された体育館等

※3：工業団地及び工場集合地の特例に算定する緑地について、遮断性の要件を緩和したもの（事例集参照）であり、その効果は高木低木等の植栽と同様である。

※4：「重複」とは、環境施設以外の施設と緑地等が重複している場合の緑地をいう。うち、「屋上・壁面」とは、建築物緑化とも言われており、屋上や壁面に緑地を整備すること。ここでは、ほぼ全ての工場で採用可能な種類（コケ・セダム等の厚い土壌を必要としないもの）を念頭に評価。いわゆる屋上庭園等を意味しない。また、「その他」の例としては、駐車場上の藤棚、配管下の緑地、駐車場下の緑地保護ブロック等が提案されている。

※5：新エネルギー発電施設、雨水貯留施設、公害防止施設（油水分離装置やNOx分解施設など）

## 2. 既存工場に関する状況

### 前回までの議論のポイント

○既存工場の具体的状況につき、測地的に検討すべき。

#### (1) 既存工場の現状

既存工場の現状については、敷地全体を利用し尽くして緑地整備をしている状況にある。

#### (2) 既存工場に対する特例

工場立地法に規定する準則では、既存工場に対する特例がいくつか規定されている。具体的には、工場の建て替えに関する特例などがある（工場立地に関する準則の備考等）。

##### ① 周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない既存工場に対する特例

工場の建て替えの際に、ビルド面積がスクラップ面積の範囲内であることを要件として、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない場合には、算定式により求まる緑地の面積に満たさなくとも建替えを可能とする。

#### (3) 新設工場に対する規制とのバランス

(2) のように、既存工場に対しては、新設工場では認められていない特例があり、既存工場のみに対して更なる特例を導入することと新設工場には引き続き特例措置が設けられないこととのバランスを考慮する必要もある。

### 3. 遮断性のない緑地

#### 前回までの議論のポイント

○遮断性のない緑地については、その緑地が周辺生活環境等に対して有する効果の大きさを勘案した上でこれを認めることとすることで差し支えない。  
○緑地の有効性に関する検討が必要であるが、地域の実情に応じた形で自治体に任せるのが良いのではなかろうか。

#### (1) 工場集合地特例を適用するにあたっての要件

- ①工業集合地と住宅等との間を遮断する効果を有すること
  - ・ 周辺の生活環境との調和を図る観点から、工業集合地隣接し、同地域と住宅等との間を遮断する効果を有するような形態、規模などを備えていることが必要。
- ②敷地外における緑地などについても恒久性が担保されること
- ③地域における緑地などの整備の前進につながること
- ④緑地等の整備又は管理に要する費用の一部を事業者が、原則負担していること

#### (2) 工場集合地特例を適用するにあたっての要件（案）

- ① 地域の周辺生活環境との調和に資すること
  - ・ 当該集合地全体の緑地整備の状況
  - ・ 当該地域全体から見た広域的な観点からの効果の大きさ
- ② 敷地外における緑地などについても恒久性が担保されること
- ③ 地域における緑地などの整備の前進につながること
- ④ 緑地等の整備又は管理に要する費用の一部を事業者が、原則負担していること

#### 4. 環境施設以外の施設と重複する緑地

##### 前回までの議論のポイント

- 特に屋上緑化について、従来までの緑地とは効果が異なるか否かにつき、1.での再評価をもとに検討する。
- 限定的に認める場合に、既存の緑地が減少することのない認め方としては如何なる方法があるか。
- その際、既存工場の具体的な状況をもとに、測地的な検討を実施する。

##### (1) 自治体や事業者からの要望

屋上緑化をはじめ環境施設以外の施設等と重複しているものを緑地として認めるよう要望する声が多い。特に、緑地を整備する余地がなく工場建物の建て替えが進められない既存工場に関するものが多い。このため、緑地整備が進まない原因となっているという指摘もなされている。

##### (2) 従来までの緑地等との比較

地方公共団体や事業者からの要望が大きく、一定程度の緑地に類する効果が期待できるとはいえ、従来までの工場立地法が認めていた緑地等が期待されている効果と比較すると、これらの緑地等の効果はそれほど大きくないと思われ、通常の緑地として認めるとしても、既存・新設の工場間での取り扱いの相違及び既に整備された緑地の減少ができる限りないように考えるべきであろう。

## 5. 環境施設

### 前回までの議論のポイント

- 環境の枠組みが多岐にわたっている中で、どこまで新たな環境施設を認めていくか。そもそも環境施設とは何を目的として導入されているのか。
- 従来から環境施設として認められていない状況で自主的に整備されている施設にも配慮すべき。

### 環境施設の機能について（新しい機能）

#### ①緑地の新しい効果・機能を踏まえた環境施設の範囲

そもそも、緑地及び環境施設は、「周辺の地域の生活環境の保持」の観点から整備されるものであるが、特に環境施設については、「周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとしてみた緑地に、機能の点で類する施設」とし、その対象は、以下の基準に基づき定められている（工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案逐条解説及び同国会審議録より引用）

○精神面での融和機能を有していること

○緩衝地帯としての機能を有していること（生産施設からの距離の確保）

「精神面での融和機能」とは、公園、修景施設のように美観の面で周辺地域と調和すること、立地周辺地域の生活環境を維持するための整備基盤として、地域社会の交流の場を提供したり、工場内施設の地域住民への開放を行うこと。これにより、地域社会に親近感を与えることが重要な視点として考慮されている。

「緩衝地帯としての機能」は、生産活動と外部環境とを空間的に遮断すること。具体的には、生産施設と工場外部環境との距離を確保することで達成される。

以上のように、環境施設は、機能の点で緑地に類する機能であって周辺生活環境との調和の観点から認められるもの。そこで、今般の検討で緑地の効果・機能として新たな効果・機能が認められたことに伴った検討が必要になっている。

#### ②自治体等からの要望

新エネルギー発電施設、NO<sub>x</sub>を分解する建材を使用した施設や雨水浸透施設などを環境施設として認めるよう要望する声が多い。また、一般の利用に供されるよう管理されていることが要件となっていることが、環境施設の設置が進まないという指摘もなされている。

#### ③従来までの環境施設との比較と取り扱い

上記要望されている施設は、従来までの環境施設と比較して、景観の向上やリラクセスといった効果は期待できないが、新たな緑地の効果・機能に準じた効果・機能を有する環境施設であれば、これを認めても良いのではないかと。

例えば、要望のあった施設であれば、クリーンエネルギーの活用を通じたCO<sub>2</sub>削減、それに伴う省エネ効果による廃熱の抑制、公害物質の分解、雨水浸透による雨水流出抑制といった、特定の面で効果が期待できる。

そこで、工場と周辺生活環境との調和の観点が重要であるにも関わらず、上記の

施設について、そうした効果が期待できないことを踏まえ、周辺生活環境に関する特定の面での効果が大きい施設であること等を条件とすべきではないか。

ただし、今後もこうした効果・機能を有する多様な施設が多く出てくることが予想され、地域によって効果・機能も異なってくるものが予想されることから、具体的な判断にあたっては、周辺生活環境との調和に資することを前提として地方公共団体に委ねることとすべきではないか。

## 6. 緑地及び環境施設の面積率並びにその地域準則

### 前回までの議論のポイント

- 緑地面積率（20%）、環境施設面積率（25%）は変更しない。
- 地域準則の±5%の幅については上限下限ともに全て地方公共団体に任せることは適切とはいえないのではないか。
- 特に下限については設定する必要があるのではないか。

#### (1) 緑地等の面積率に関する地域間のばらつき

緑地及び環境施設の面積率は、それぞれ15.0%、18.8%であるとされているが、都道府県・政令指定都市の各地方公共団体の範囲で捉えると、地域によってかなりのばらつきがある。

新設工場については、法律上の面積率の規制を順守していると考えられるものの、既存工場については、そのばらつきが顕著である（別紙参照）。

#### (2) 国が全国一律で設定する地域準則の幅

そもそも、地域準則が導入されたり本法の事務が自治事務となっている理由は、地域の特性に応じた事務の遂行を可能にするためであり、国が地域準則の幅を規定することは、そうした趣旨と矛盾しているのではないか。

#### (3) 工場側の緑化努力とリニューアル

工場側に過大な負担を課すような緑化義務づけは、緑化に対する積極的な姿勢を引き出せないばかりか、工場自体のリニューアルも進まず、非効率な生産を強いることとなる。

#### (4) 地域準則の幅の拡大

地域準則の幅を設定せず、上限下限ともに地方公共団体に任せることは適切ではないとすれば、地域間のばらつきを踏まえてどのように地域準則の幅を設定するのが問題となる。ここで、別紙によれば、既存工場について、法定の基準と10%以上の開きがある都道府県・政令指定都市の割合が非常に大きいことから、これをメルクマールとして地域準則の幅を設定するのはどうか。

また、準工業地域については、住工混在地域を念頭に置いていることから、プラス5%の地域準則を認めるのみならず、マイナス5%にも引き下げるものの可能性について検討すべきではないか。

具体的には以下のように考えてはどうか。

(案)

	緑地	緑地及び環境施設
第1種区域（住居・商業系地域）	+10%(20%-30%以上)	+10%(25%-35%以上)
第2種区域（準工業地域）	±5%(15%-25%以上)	±5%(20%-30%以上)
第3種区域（工業専用地域、工業地域）	-10%(10%-20%以上)	-10%(15%-25%以上)



## 7. 生産施設

### 前回の議論のポイント

○生産施設面積の業種区分の見直しは業種ごとの公害物質排出の推移を検討することが必要である。

### 生産施設面積率の見直し

環境に関する技術が進展したり、環境規制が整備されていることから、工場からの公害物質の排出が抑制されていることが考えられるため、昭和48年の生産施設面積率の規制導入当初及び平成9年の業種区分の見直し時の公害物質の排出量と比較して、現在の業種区分を見直すべきではないか。

この検討に資するため、工場立地法の公害防止調査において調査対象となる主要な公害物質（SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>、ばいじん、COD、BOD、SS）に関して、生産施設面積率の規制が厳しい業種（第1種から第4種）を対象として、各工場別に任意のアンケート調査を実施し、その結果は別紙の通りとなっている。なお、このアンケートは任意の調査であり、誤記が散見されることから、今後精査を要するものと思われる。

そこで、この調査をベースとして更に精査を行い、全ての業種の排出改善率の平均等と比較した上で、公害物質全体から見て総合的に改善している業種については、業種区分を緩和する方向としてはどうか。

各公害物質排出の各業種別推移(S48年の敷地面積1単位あたりの排出量を100とした指数)

